様　式　Ｃ－１９、Ｆ－１９－１、Ｚ－１９　（共通）

科学研究費助成事業　　研究成果報告書

平成 ３０ 年　 ５ 月 ３０ 日現在

機関番号：３４３１５
研究種目：研究活動スタート支援
研究期間：2016～2017
課題番号：１６Ｈ０７３３７

研究課題名（和文）近世～近代庶民教化テキストから問う東アジア世界と日本

研究課題名（英文）A Study on the Moral Indoctrination in Early Modern Time: Focusing on the Moral Textbooks for Common People

研究代表者
殷　暁星（YIN, Xiaoxing）

立命館大学・衣笠総合研究機構・研究員

研究者番号：３０７７８９６５

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費）　　2,000,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は郷約・明清聖諭の思想と日本近世～近代庶民教化・教育との連動を東アジア世界全体の歴史の中に位置づけ、教育思想史の視点から東アジア世界の思想空間におけるその連鎖と分断を問い直す。具体的には、郷約・明清聖諭をもって、近世後期から明治前期に至るまでの日本における一連の文教政策を琉球（沖縄）・朝鮮・明清王朝を含む中華帝国に結びつけ、書物・思想・文学媒体の次元から考察する。そして、近世から引き継いだ庶民教化思想は近代への転換期にいかに再解釈されたのか、そこからどのように「日本的」なものとして見出されたのか、これらの問題を念頭に、近世～近代日本の教育を思想史的視野から位置付けていくことを目的とする。

研究成果の概要（英文）：This research is to position the connection between Chinese moral texts (country code and Ming/Qing dynasty sacred edict) and Japanese moral edification (during the mid-late Tokugawa to early Meiji era) in the historical context of the whole East Asian world. In the view of the history of thoughts, this research analyzes the divide that occurred between Japan and the East Asian world during the period mentioned above. Concretely, this research uses Chinese country code and Ming/Qing dynasty sacred edict to examine the education policy in late Tokugawa period in the context of the Empire of China (including Tokugawa Japan, Ryukyu Kingdom/Okinawa province, late Joseon and Ming/Qing dynasty). Through the lens of publishing, thought and literature, this research also discusses how common people's moral education changed during the period from late Tokugawa to Meiji, when modernization was taking place.

研究分野：日本思想史

キーワード：聖諭広訓　六諭衍義　郷約　明清聖諭　近世庶民教化　東アジア文化交渉

１．研究開始当初の背景

近世～近代日本の庶民教化のテキスト及びそこに現れた思想に関する研究は、早くは乙竹岩造（『日本庶民教育史』1929 年）にはじまり、後には石川謙（『近世社会教育史の研究』1934 年、『日本学校史の研究』1960 年、『日本庶民教育史』1998 年等）に牽引され、分析視角の裾野を広げた。近年、地方や学習者へ注目が向けられるようになった近世教育史研究は、寺子屋・藩校及びその周縁の人々の営みを明らかにした。学問論の立場から、杉仁の研究をはじめとし、出版活動等が検討され、「在村文化」と民衆の学習が響応するありようが描かれるようになった（杉仁『近世在村文化と書物出版』2009 年等）。往来物の分野では、史料の調査・分類・整理が格段に進み、新史料の翻刻及び読書論の進展が庶民の学習生活を鮮明に浮かび上がらせた（小泉吉永編『往来物解題辞典』2001 年等）。また、教育思想史の分野では、緻密なテキスト分析に基づき、近世の庶民教化関連思想の論理展開を解読し、その延長線上の近代教育思想を問い直す作業も多数存在した（辻本雅史『近世教育思想史の研究』1990 年等）。特に儒学・朱子学の分野では膨大な蓄積が見られる。その他、法制史、社会史等の分野からも、庶民教化関連テキストを活用し、近世の農民生活と幕府の規制の葛藤が究明され（山本英二『慶安御触書成立試論』1999 年等）、国際的時局をキーワードとして、江戸時代後期の学問が検討されている（真壁仁『徳川後期の学問と政策』2007 年等）。特に、最近の書物研究はテキストの性格のみならず、蔵書等に注目して、知の流通や体系を明らかにしようとする研究の進展が顕著である（「書物・出版と社会変容」研究会の活動はその中心となっている）。

これらの諸研究によって、近世～近代の庶民教化のテキストが多方面から整理・解読され、当該期庶民教化の実像がある程度焙り出されたが、下記の課題も残されている。

（１）近世～近代日本、とりわけ享保・寛政・安政及び明治初期における教化・思想の諸動向を、一国史的視野に留めてしまう方法では、東アジアの知のネットワークと無関係のものとしてしまい、その発生・展開原理を説明し切れない限界がある。

国家の境界を越えて東アジア各国に共有されるという性格を強調し、近年国際的・学際的に盛んに行われてきた儒学・朱子学に関する研究においては、確かに比較研究が飛躍的に増大したが、個別の特色の摘出から個別文化論、ナショナルヒストリーに終わる場合がほとんどである。また、早い段階から中国からの法令・教化思想の影響も言及されてきた（教育史からは前掲乙竹岩造・石川謙、法制史からは穂積陳重『五人組制度論』1998 年、社会経済史からは野村兼太郎『近世社会経済史研究』1948 年等）が、そこではこれらの法令・思想の発展過程は、まるで東アジア世界と無関係のように、日本の内部で自己形成したものとして検討されてきた。

（２）教訓・教化関係テキスト分析の立ち位置がいきおい授け手の視座からするものになりがちである。それは教育史研究の根本的課題ともいえよう。

この点に関しては、より下層の知識人に注目が向けられるようになったが（例えば、和田充弘の京都民間知識人中村三近子に関する研究）、文字通りもっとも底辺的な庶民層までの教化思想の浸透過程が未だに不明瞭である。それを克服するには、受容側の社会的意識、習俗・宗教状況などにも目配りする必要がある。

（３）教化政策と庶民の道徳生活との関連性を十分に明らかにしてきたとはいえない。

近年の研究では、江戸時代後期の学問、昌平坂学問所の学者及び彼らをめぐる幕府の人材登用が注目されるようになったが、それはどのように教化政策へと反映されたのか、また民衆の世界とどのように繋がっていたのかについて、まだ十分に検討されていない。つまり、政策と庶民教化の実態研究の間に、未だに大きな溝があり、民衆世界における知のあり方が不明瞭のままである。

２．研究の目的

本研究は明清聖諭の思想と日本近世～近代庶民教化・教育との連動を東アジア世界全体の歴史の中に位置づけ、教育思想史の視点から東アジア世界の思想空間におけるその連鎖と分断を問い直す。具体的には、明清聖諭をもって、近世後期から明治前期に至るまでの日本における一連の文教政策を琉球（沖縄）・朝鮮・明清王朝を含む中華帝国に結びつけ、書物・思想・文学媒体の次元から考察する。そして、近世から引き継いだ庶民教化思想は近代への転換期にいかに再解釈されたのか、そこからどのように「日本的」なものとして見出されたのか、これらの問題を念頭に近代教育論を再考し、近世～近代日本の教育を思想史的視野から位置付けていくことを目的とする。

３．研究の方法

本研究は概ね次の 2 点から着手する。

(1)近世～近代民衆教化に重要な役割を果たした明清聖諭思想の庶民レベルの浸透の実態を究明すること。

(2)近世～近代の転換期に見られる庶民教化思想の顛末、近代教育システムの成立過程から、東アジア世界の連鎖と分断を問い直すこ

とである。

いずれも文献史料に対する思想史的方法からの検討が基本作業となる。近世～近代日本に対する考察を中心とするが、先行研究における庶民教化思想に対する分析がそれぞれ一国史や朱子学の側面に限られ、国際的、総合的な視野の欠如という弱点を克服し、東アジアにおける庶民教化の融合過程に現れた教育思想史的連環を明らかにする。

４．研究成果

本研究は近世日本の庶民教化を東アジアの文脈に置きつつ、立体的に捉え直すことを目指す。享保・寛政・安政及び明治初期の転換点における郷約・明清聖諭解読を中心に、庶民道徳倫理の形成過程、その内実の変遷を考察する縦貫的研究、代官ネットワーク・地方知識人の出版活動などと伴う郷約・明清聖諭教化思想の列島全域を渡る広がりを検討する横からの研究、そして道徳倫理の説教から庶民の道徳生活への浸透過程を究明する奥行の研究によって構成される。さらに、それらを東アジア諸地域の状況と照らし、その位置づけを捉え直す。

具体的に以下の３つの面から研究成果を得た。

（１）清聖諭の渡来と日本における翻刻と解釈に関する考察

懐徳堂を代表とする寛政改革の中心に立つ知識人層による清聖諭『聖諭広訓』の翻刻、出版について考察を行い、各版本の中身について詳細な比較研究を行ってきた。

ここでいう清聖諭とは、清朝皇帝による庶民教化に関する勅諭を指す。代表的なものに、康熙帝が頒布した「康熙十六諭」（1670 年）、雍正帝が頒布した『聖諭広訓』（1724 年）がある。

享保 11 年（1726 年）、『聖諭広訓』は長崎経由で日本に伝わり、天明 9 年（1788 年）懐徳堂知識人の積極的な活動の下で『聖諭広訓』が和刻・講釈されるに至った。現存する版本について、主に以下の 4 種がある。

A『聖諭広訓』（清）世宗撰、中井竹山序、菱川岡山跋、天明 9 年、京中野宗左衛門・江戸山崎金兵衛・大坂赤松九兵衛・大坂浅野弥兵衛蔵板、浪華書房星文堂小雅堂梓行。

B『聖諭』有尚書苑主人抄録、出版年不詳。『聖諭広訓』第 1 条、第 6 条のみ収録。

C『聖諭広訓大意』文化 3 年（1806 年）上梓、文化 7 年（1810 年）発行。

D『聖諭広訓大意』抄本、出版年不詳。

４種類の版本の内容及び出版・流通についての検討を通して、以下のことを明らかにしてきた。

①和刻『聖諭広訓』民版の形で、書肆が先に出版計画を立て、「書賈之謀利」（「刻聖諭広訓跋」）から始まったもので、書肆が利益を上げることをもくろみ、本書の和刻を促したことは明確である。

②中井竹山は清の康熙雍正期と享保期が対応し、いずれも名君・賢相の出現を特徴としている。そのため、竹山は本書を上梓した直後に、一部を松平定信に献上した。竹山は定信の施政方針に呼応し、その政見に対する強い共感の下で、「享保維新・中興論」を唱え、「文教」において、享保の『六諭衍義』と『聖諭広訓』を対応させた。すなわち、竹山は吉宗の享保の改革において、明聖諭関係書『六諭衍義』をもって庶民の道徳倫理を強化したのを倣い、寛政期の改革において、清聖諭『聖諭広訓』を庶民教化書として全面に推し進めようとしたのだという。

③懐徳堂において、中井履軒による本書に関する講義を行った。履軒は本書における「異端・異説」に関する部分を、履軒なりに解釈を行い、それによって、清朝皇帝の勅諭を自らの排仏の主張の傍証にすることを成功させた。

このように、懐徳堂知識人における清朝聖諭の翻刻と解釈を分析することを通して、清聖諭の渡来及びその広がりの一端を明らかにし、後ほど、清聖諭解釈の地方への流出を考える契機となった。

（２）代官の治世における清聖諭の活用に関する考察

清聖諭（「康熙十六諭」及び『聖諭広訓』）は寛政期から地方で活用され、特に中国の郷治理論に詳しい代官に活用された場合が多い。本研究では、主に尾花沢・備中・美作・久喜代官早川八郎左衛門（名正紀、字子綱、号楽水斎）、五條代官池田仙九郎（字但季）による清聖諭活用について検討し、主に以下の結論をだした。

①早川代官は積極的に治下（主に備中・美作）で教諭所を設立し、農民の教化に清聖諭を活用した。彼が執筆したとされた教訓書『久世条教』は、『聖諭広訓』をまねしたものであることを、両書の比較を通して明らかにした。しかし、『久世条教』は『聖諭広訓』の一部を選択し、改めて書いたため、そこから作者早川代官なりの各徳目に対する解釈及び偏重を窺える。また、本研究では、同じ徳目に関する両書の順番と分量を比較し、以下のような差がわかる。（[表１][表２]）順序と分量の比較から、『条教』は「孝」の根本的な位置を無視し、それに関する項目を後回しにし、もっぱら農業出精に関する項目を強調していることがわかる。代官として尾花沢、備中、美作で長い年月で活動して出版された『条教』は、それまでの教化活動の経験を総括し、清から伝わってきた郷治理論及び聖諭に学び、代官自身の教化思想も総括したものである。『条教』で強調された農業出精などの箇条は、天明期から彼の施政に一貫

して繰り返し提唱され、その施政における各問題の枝幹に対する正紀独自の考えを表現したと思われる。

『久世条教』	清聖論 16 条
第 1 条：勧農桑	第 4 条：重農桑以足衣食
第 2 条：敦孝弟	第 1 条：敦孝弟以重人倫
第 3 条：息争訟	第 3 条：和郷党以息争訟
第 4 条：尚節倹	第 5 条：尚節倹以惜財用
第 5 条：完賦税	第 14 条：完銭糧以省催科
第 6 条：禁洗子	―
第 7 条：厚風俗	第 9 条：明礼譲以厚風俗

[表１]『久世条教』と 16 か条の清聖論の順番について

『久世条教』		『聖論広訓』	
条目	分量	条目	分量
勧農桑	2116 字	重農桑以足衣食	638 字
敦孝弟	414 字	敦孝弟以重人倫	632 字
息争訟	644 字	和郷党以息争訟	605 字
尚節倹	417 字	尚節倹以惜財用	643 字
完賦税	552 字	完銭糧以省催科	641 字
禁洗子	920 字	―	―
厚風俗	736 字	明礼譲以厚風俗	599 字

[表２]『久世条教』と『聖論広訓』における各徳目の分量について

②早川代官の治世における清聖論を活用するという手法は、和州五條代官の池田仙九郎のところに伝わり、仙九郎はまた『聖論広訓』と『久世条教』に倣い、一冊の教訓書『五條施教』を著し、治下に配り、農民の教化を図った。本研究では、まず『久世条教』と「康熙十六論」に照らして『五條施教』の主幹部分となった 3 章について検討し、章題と内容の面での 3 者の関連性を見出した。また、3 者の比較を通して、『五條施教』は内容と偏重において、『久世条教』と『聖論広訓』とまた大きな差異があることを指摘した。『五條施教』は五倫を説くことを前提としながら、「公事訴訟」「喧嘩口論」の禁ずるところに帰結した。それは当該地域における訴訟の多発に対応した代官の考えから由来する。

③2 つの例を通して、地方・庶民教訓の現場における清聖論の受容について考察してきた。地方において、清聖論は『久世条教』『五條施教』のような新たな教訓書・教諭に託して広がった。その過程において清聖論は、地方の知識人・治者の負っていた課題や直面する状況に応じて、その必要性が考慮され、地域事情に適合すると判断された内容のみが選択された。農業出精・訴訟厳禁などより身近な生産生活の問題に力点を置く清聖論に対する選別作業は、在地の教化問題を敏感に反映する一方、地方知識人による清聖論の再生産という問題も伴っていることを指摘した。

また、これらの書物の流通ルートを追い、代官ネットワークにおける清聖論の広がりが無視できない。近世における庶民教化に関する知、とりわけ明清聖論のような東アジア共通なものはこのようなネットワークを通して共有されてきた。

（３）近世～近代転換期における明清聖論活用の変容について、明治初期～中期の修身科教科書及び啓蒙知識人による明清聖論関係書の活用を検討してきた。主に以下ことを明らかにした。

①明治年間「六論」関係書の出版状況は、以下の通りである。明治三年から、江戸時代に出版された「六論」関係書の板木を使い、再版する場合もあり、「六論」関係書の写本もみられる。明治 45 年（1912 年）まで、単行本として「六論」関係書を新刊・再刻することがみられる。中でも、特徴的なものとして、鈴木重義編・亀谷省軒校『六論衍義鈔』及び 2 冊の字引書、長崎県師範学校改正『六論衍義大意』が挙げられる。

②これらの書物の内容、出版、活用状況について詳細に分析した結果、当該期明聖論「六論」の活用に見られる新たな傾向を明らかにした。すなわち、明治十年代、「六論」関係書は当時の「小学授業修身」に相応しいものと考えられたことは、普遍的であったが、「皇道ニ基キ」、「尊王愛国ノ理」を「実践躬行」（『改正六論衍義大意』）することに帰された修身科教育の主旨に応えて、近世から活用されてきた「六論」関係書（主として『六論衍義大意』）を改編することが多かった（長崎県師範学校『改正六論衍義大意』など）。

③教育勅語に関わった啓蒙知識人（中村正直、西村茂樹ら）において、『六論衍義大意』を小学校入門の幼童に用いる徳育書として活用すべきと高く評価されていた。教育勅語頒布後、「六論」思想を近代初等教育に編入しようとする動きが窺え、「六論」の思想を教育勅語に合致するものとし、『六論衍義大意』を教育勅語の参考書として捉え、出版する動向が見られる。これらの動向も、教育勅語の頒布と国体思想の学校教育への浸透と呼応していた。このことは「六論」に対する解釈もまた教育政策に収斂される運命にあったことを示している。

④西村茂樹は早い段階で清聖論に注目し、明治 15 年（1882 年）に、『洋々社談』第 84 号、86 号の 2 号に渡って、清の礼親王が記した康熙雍正乾隆の下で編纂された儒書

を紹介する際、『聖諭広訓』の一巻を挙げている。彼は清朝皇帝の著作・編書事業に関心を示し、『聖諭広訓』のほか、仁皇帝の文集も挙げている。そして、明治 38 年（1905 年）に刊行した『往事録』において、明治 20 年（1887 年）ごろ、彼の聖学校及び国民道徳の再建についての考え、それに基づく勅選作成に関する考案、明倫院設立の建言などの経緯について語った。そこから、彼はロシア皇帝が「政治と宗教との大権を一身に聚めたる」ことを参考に、日本には「天照大神より万世一系」の皇室があるため、この「世界無双の皇室」をもって「道徳の源」とし、皇室の自らの管理によって、徳育が行われるべきだと主張していることがわかる。ところで、このような意見を内府に陳述し、賛成を得た際に、彼が思ったのは「是に於て清朝の康熙雍正の二帝が聖諭広訓を作りて全国に施行せし例に倣ひ、勅選を以て普通教育に用ふる修身の課業書を作らしめ、是を全国に頒行せんとす」（『往事録』）ということである。その全国一統に皇帝の勅諭に従い、道徳教育を普及する考えは、康熙雍正帝が聖諭広訓を頒布したことから示唆を受けたことが示されている。明治 20 年（1887 年）からの西村の建言とそれをめぐる一連の動きは、3 年後に頒布された教育勅語の雛形になったに違いない。そしてこの事件は、清の『聖諭広訓』と明治日本の教育勅語の葛藤を明確にしたといえよう。ところで、西村における清聖諭の捉え方は、単に王政復古の明治時代における江戸時代の庶民教化を国民道徳教育の方針・方法に関する考案として現れたといい難い。勿論、『聖諭広訓』の内容は、あくまでも朱子学中心の道徳倫理に関する説教であり、西村の著述のなかで直接言及されていなくても、共有されていたことは当然想定されるが、西村の『聖諭広訓』受容は、その内容より、形式の面が注目される。彼にとって、『聖諭広訓』は、何よりも皇帝の勅諭であることに価値がおかれていたのだろう。

本研究は、『六諭衍義大意』『聖諭広訓』などの明清聖諭関係書の近世～近代日本における活用を検討してきた。日本に大きな影響を与えた「六諭」関係書、その続きとしての清聖諭に対する受容などは、朱子学的世界を捉え直し、「社会的に機能したものとしての朱子学的世界展開の問題を解明する鍵になると考えられる。明清聖諭を代表とする中国徳教書は近世以来日本と東アジア世界の教化思想を貫く幹であったことを忘れてはならない。しかし、明治期において、徳教書の教化思想は尊皇愛国の教育指導に収斂され、東アジアとの連関が切断され、中国徳教思想解釈の多様性が失われたばかりではなく、その姿も隠蔽された。近世以来、庶民教化思想にも投影した東アジア世界の普遍性は、このように近代教育への豹変とともに解体した。

だが、一つ注意すべきは、かかる近代教育の普及とは一線を引かれ、そして清末まで中国と密接な関係を保った琉球の動向である。本土においては、近世日本で隆盛を極めた明聖諭「六諭」は、明治年間に都市部でも農村部でも、徐々にその姿を消していったが、沖縄では現在でも『六諭衍義』を紹介した程順則が崇敬されている。なぜ、明清聖諭の琉球に対する影響はこのように目にみえる形で残されることが可能だったのか。あるいは、なぜ、享保・寛政・安政年間の改革にも深く関連し、教育勅語の成立にも葛藤を生じさせたこれらの書物と思想の影響は、日本本土では抹消されなければならなかったのか。琉球・沖縄におけるこれらの書物の運命を照らして、近世～近代日本と東アジア世界の連鎖～分断の過程を明らかにすることが可能である。

５．主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計　２　件）

①殷　暁星「日本近代初等教育対明清聖諭的吸収与改写」『世界歴史』（中国）査読有、2017 年第 5 号、2017、45-60。

②殷　暁星「近世日本における清聖諭の受容――「康熙十六諭」『聖諭広訓』を中心に」『日本思想史学』査読有、第 49 号、2017、95-112。

〔学会発表〕（計　７　件）

①殷　暁星「近世大洲藩の農民自治および備荒・救荒策における郷約の活用」東アジア漢文圏における日本語教育・日本学研究の新開拓国際シンポジウム、2017 年。

②殷　暁星「中国伝来教化歌謡の受容―『六諭衍義』詩篇を一例として」日本思想史学会 2017 年度大会、2017 年。

③殷　暁星「近世日本末期における清聖諭の受容―福井藩を中心に」第五回中・日・韓・朝言語文化比較研究国際シンポジウム、2017 年。

④殷　暁星「海を渡ってきた郷約」東アジア海洋交流の回顧と展望学術フォーラム、2017 年。

⑤殷　暁星「近代学校教科書としての『六諭衍義』」東アジア文化交渉学会第 9 回国際学術大会、2017 年。

⑥殷　暁星「近世日本における中国伝来教訓歌謡――『六諭衍義大意』詩篇に対する解

釈と活用を一例として」中日韓若手研究者学術交流シンポジウム――新しい学際的研究のために、2017 年。

⑦殷　暁星「書物・語り・絵画の道徳教化――明清聖諭から明治日本教科書へ」関西地方留学生学術交流会、2016 年。

〔図書〕（計　0　件）

〔産業財産権〕

○出願状況（計　0　件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

○取得状況（計　0　件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

６．研究組織
(1)研究代表者
殷　暁星　（YIN, Xiaoxing）
立命館大学・衣笠総合研究機構・研究員
研究者番号：30778965